平成２１年（フ）第８３４号
愛知県豊田市宮上町８丁目131番地１　フレグランス藤宮Ａ105号、申立時の住所愛知県海部郡美和町大字篠田字澤口14番地の４
債務者　松岡恵子こと　金　　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２２８号
名古屋市北区上飯田北町２丁目44番地　ウイング柴Ｂ棟301号
債務者　土屋　正美（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８９１号
名古屋市緑区浦里１丁目160番地　グランドハイツ浦里302号
債務者　小池　英夫
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０６３号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　県営包里住宅３棟309号
債務者　服部　優助
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１５３号
名古屋市緑区鳴海町字有松裏75番地の１　ヒルズトップ303号
債務者　アイテックこと　伊藤　英義
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１６９号
愛知県春日井市勝川町８丁目８番地１　大東山ビル301号
債務者　星野　里美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１８５号
名古屋市昭和区向山町１丁目54番地　昭和荘405号
債務者　日比　美奈
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３３５号
愛知県弥富市鯏浦町上六122番地　寿ゞやマンション501
債務者　田中　保彦
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１７号
愛知県豊田市高町東山128番地２
債務者　伊藤　　浩（旧姓藤崎）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
愛知県豊田市大林町11丁目18番地７　クラウン杉本Ｃ202号
債務者　飛　　信夫
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
愛知県豊田市駒場町北５番地
債務者　手嶋　麻弓
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６２０号
愛知県豊田市上郷町会下山93番地　県営２―203
債務者　斉藤　孝雄
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
三重県松阪市中央町596番地１
債務者　高見　雄太
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第８５号
三重県松阪市中央町596番地１
債務者　高見　奈美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第３８５号
香川県高松市屋島西町678番地80アルファシティ屋島壱番館309号
債務者　倉知　孝行
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５６号
香川県三豊市三野町下高瀬1595番地２
債務者　森　　庸臣
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第５７号
香川県三豊市三野町下高瀬1595番地２
債務者　森　　崇詞
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高松地方裁判所観音寺支部